

## 【研究ノート】

# 「研究回顧『資本論』から鉱夫の 歴史・レジャー・国立公園の 自然保護史の研究へ（Ⅱ）」

村 串 仁三郎

目次

はしがき

第1節 『経済志林』（村串仁三郎教授退職記念論文集）のこと

第2節 大学退職後の2005年～2015年の友子研究

第3節 大学退職後の2005年～2025年の国立公園研究

(1) 2005年から2013年10月の国立公園研究

(2) 2013年11月から2025年の国立公園研究

第4節 2021年以降の山梨県知事の「富士山登山鉄道構想」についての研究

はしがき

法政大学退職間際に大原社研の機関誌に私の研究回顧を書くことを依頼されて、学問に目覚めた学生時代から、大学を退職する直前の2005年末までの研究を振り返る「研究回顧『資本論』から鉱夫の歴史・レジャー・国立公園の自然保護史の研究へ」を執筆し、「大原社会問題研究所雑誌」のNo.565（2005年12月号）、No.566（2006年1月号）に掲載した。

私は、70歳の2005年4月に法政大学経済学部を退職し、研究生生活を終了して若い頃夢見た小説書きでもして余生を過ごそうかと考えていた。

しかし退職1年前に、法政大学出版局から思いも掛けず、これまで研究してきた日本の国立公園の成立期に関する論文を再構成して、国立公園成立史の研究を出版しないかとの依頼を受けた。しばらく考えたが、編集者から出版助成金を得て出版できると言われ、(実はそうならず自費出版になったのだが)、出版を了承した。2005年4月にめでたく『国立公園成立史の研究』(法政大学出版局)を出版した。

拙著『国立公園成立史の研究』は思いも掛けず、国立公園に関心をいだく研究者から注目され高い評価をえた。

それに気を良くした私は、所期の願いにしたがい、戦後から今日にいたる国立公園を振り返る研究をしたいと決意してしまった。

それから20年間、退職時まで書き留めた友子の研究をまとめて出版しつつ、日本の国立公園を研究し、2023年に私の最後の著作として『現代日本の国立公園制度の研究』を出版して、研究生活を終了することにした。

その後、国立公園の富士山に登山鉄道建設計画反対運動にかかわり、書きためていた「山梨県の富士山登山鉄道構想に関する批判的考察」の3本の論考を大衆向けに書き改め『なぜわれわれは富士山登山鉄道に反対してきたか』とし、富士山登山鉄道反対の総括として世に残すため、そして私の生涯の研究生活を確し卒寿の記念にするために出版することにした。

本稿は、「研究回顧『資本論』から鉱夫の歴史・レジャー・国立公園の自然保護史の研究へ」の続きとして、私の大学退職時から研究を完全に引退する2025年までの主として戦後から今日にいたる国立公園研究の足跡を回顧したものである。晩年の一研究者の研究を回顧して、それが何らかの意義があればと願っている。

### 第1節 『経済志林』(村串仁三郎教授退職記念論文集)のこと

有り難いことに法政大学経済学部では定年退職の教員に対して『経済志林』誌で「退職記念号」を刊行し、教員の「最終講義」と研究業績リストと関係者からの寄稿論文を掲載する慣行があった。

慣例にしたがい、私は、2004年12月末に「ジョン・ラスキンの経済学と労資関係論」と題する最終講義行ない、「村串仁三郎教授退職記念号」に掲載してもらった<sup>(1)</sup>。

私がイギリスのジョン・ラスキンに興味を抱いたのは、私が1987年のイギリス留学中に、ラスキンが、自然保護に熱心でイギリスのナショナルトラストの設立にも関与し、かつイギリスの古典派経済学やマルクスの経済学とも一線を画した独自の「固有価値」論をもとに経済学を展開しており、20世紀の経済学界に大きな刺激を与えたことを知ったからである。

とくにラスキンの労資関係論は、マルクスの労資関係論の極論に批判的になっていた私にとって、より現実的で理想とすべき労資関係論を作り出すために積極的な意義があると考えていたからである。

私は、わが国では、ラスキンの芸術論はかなり積極的に取り上げられながら、あまり取り上げられてこなかったラスキンの経済学について紹介し、わが国でなぜラスキンの経済学が無視されてきたか、それにも拘わらずラスキンに注目してきた少数の論客のいることを紹介し、ラスキンの「その最後の者にも」(第Ⅰ論文)に展開されている労資関係論を紹介した。

更に『経済志林』編集委員だった同僚同学の萩原進教授が企画した、「人と学問:研究生生活の回顧—村串仁三郎教授退職記念座談会—」の記録を『経済志林』に掲載した。

「人と学問:研究生生活の回顧—村串仁三郎教授退職記念座談会—」は、萩原進教授の司会のもとに、同僚の飯田隆教授、増田壽男教授と私が、私の「人と学問:研究生生活の回顧」を砕けた調子で語り合うというものであった。大原社研に掲載した「研究回顧」と若干重複するところもあったが、私的な話題、研究をめぐる裏話を日常的な語りで、大変ユニークな学問談義であった。

例えば、幼少期から劣等生だった高校、大学生の頃の思い出、研究者として駆け出しのころのエピソード、私の研究生生活の裏話などは、自分で言うのはばかられるが、私小説を読むようで面白い。

私が学問に目覚めるきっかけとなった社会学部時代のエピソード。

私のゼミ担当の長谷川博先生は、ゼミの際に何時もオリジナリティの重要性を指摘しておられた。この言葉は、いつも権威ある先人の言葉を信じ自分の意見を持たなかった私に、他人の物までではない、資料を自ら探して発見し、自分の頭で考え、私に卒論を書かせ、そして私の頭に生涯こびりついた。

もう一つのエピソード。

1969年4月に法政大学経済学部特別助手に採用され、私はやっと生活が保障され自由に研究できるとマルクスの『資本論』を夢中で読み返していたので、特別助手が、次の年に講師昇進文を提出するルールのあるらしいことを確認していなかった。大原社研の「研究回顧」にはこのことについては書いていないが、講師昇進文を提出せよといわれ慌てて『資本論』を読んでいる際にメモっていたマルクスの「欲望論」について2、3日で書き上げて教授会に提出した。

この論文が、村串を講師に昇進させるなど教授会に問題になった。当時の学部長であった高橋誠教授が、私を呼び出して、「教授会で君の論文が『注がない箇所があったり、誤字があったり』で不十分なので講師に昇進させるなどという意見がでている。今後しっかり研究すると誓えば、私が教授会にお願いし昇進させてやると」と言われた。

当時は造反有理、権威主義を否定する風潮があって全共闘華やかな時代だったから、「村串は裏切って法政の教師になった」と法政大学全共闘の連中から後ろ指をさされていたこともあって私は、傲慢無礼にも「結構です、私大学を止めます」と啖呵を切って辞表を提出しようと考えたが、せっかく就職して自由に研究生生活を保障されたばかりであり、妻子のことを思い、ぐっと堪えて「今後一生懸命研究に励みます」と答えて、専任講師に昇進させてもらった。

その後のこと、「座談会」で次のように語った。当時有名な農業経済論の大島清先生から「村串君、欲望というのはね、経済学の対象ではないんだ

から、よく五味君に教わって、ああいうことを書きちゃあだめだよ』と言われたんだよ。

なんてこの人は不勉強な人だろうと思った。(笑) おれは『資本論』に書いてあることを問題にしているのに、大島先生は、農業論だから労働力の価値を論じたことがないからかしらんが、『資本論』のいわば労働力価値論の中の欲望論を冒瀆するような発言をしたので、〈ああ、この先生は『資本論』をほんとうに読んだことあるのか〉と思って、それで逆に勇気がわいてあれを『経済志林』に載せたんだ。嫌がらせでね。馬鹿もんと。(前掲論文集, 94頁)

こんなことを言うなって、今考えれば若気の至りの極致であった。

## 注

- (1) 「村串仁三郎教授退職記念論文集」、『経済志林』第73巻第3号(2006年2月)

## 第2節 学退職後の2005年～2015年の友子研究

前稿でも触れてあるように私は、ライフワークの一つとして労働組合と本質的に異なるわが国の鉱山におけるクラフトギルド的な鉱夫組合・友子について研究し、1989年に『日本の伝統的労資関係—友子制度史の研究—』を出版した<sup>(1)</sup>。それは、これまで誰も行なってこなかった江戸時代末期から明治期にいたる友子制度の形成と確立についての実証的考察であった。

私は、私の研究が好評だったことに我が意をえたりと、更に明治期までに止まっていた友子研究の続きを大正・昭和期におけるける友子研究を1990年から1997年まで行ない、その都度『経済志林』に連載してきた。

大学を退職して時間的余裕が生まれたので、これまで公表しておいた友子研究の論稿に手を入れ大幅に圧縮して、2006年4月に『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』(時潮社)として刊行し<sup>(2)</sup>、友子研究を終了し、

国立公園の研究に専念することにした。

拙著の目次は以下のとおりである。

序章「友子」研究の方法と課題

第一章 大正昭和期における足尾銅山の友子制度

第二章 大正昭和期における別子銅山の友子制度

第三章 昭和期における友子制度の変質と解体

第四章 昭和期の日立鉱山における友子制度の変質と衰退

第五章 明治末期大正初期の奉願帳制度の実態

第六章 大正期における友子の労働組合化について

第七章 戦後における友子制度

最後に

付録資料 足尾鉱山坑夫一般規約條令

私は本書で、前著で明らかにした江戸末期に成立し明治期に確立した友子制度が、大正期・昭和期に変質し、解体していくプロセスをおもに足尾銅山、別子銅山、三菱鉱業、日立鉱山、北海道の夕張登川炭鉱に残された友子資料をもとに詳細に分析し、実証した。この2著で私は、これまで誰も行なってこなかった友子制度の生成、確立、変質、解体の全体像を、かなり詳細な資料をもとに実証的に解明した。私は、この研究を日本の鉱山労働史、労資関係史への私の最高の貢献・業績と自負している。

拙著への書評は、多くはなかったが、幾つかの書評が見られ、一定の注目を浴びた。

最初の書評は、土井徹平（九州大学大学院博士課程院生）「村串仁三郎著『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』」、『大原社会問題研究雑誌』No.579（2007年2月）であった<sup>(3)</sup>。

土井氏は、拙著の内容を詳しく紹介し、最後に「あらためて厳しい史料的制約にもかかわらず、長年にわたり友子と真摯に向き合い続け、本書の

刊行をもってはじめて友子の通史をおおやけにした著者の功績に対し、心から敬意を表し、書評を終えたい。」と述べた。

土井徹平氏は、大学生の時に私の『日本の伝統的労資関係—友子制度史の研究』を読んで、学部の卒論に友子をテーマにした人であった。その後研究会で知り合って爾来二人は交流を深め、私は、友子研究を終了するにあたって、彼（現在は北九州市立大学教授）に友子研究を引き継いでもらいたいと、私が集めたすべての友子資料を送り、今後の彼の友子研究に期待している。

拙著の書評で私が注目したのは、2007年8月に法政大学キャリアデザイン学部の労働経済学専攻の梅崎修准教授の「村串仁三郎著『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度—続・日本の伝統的労資関係』の書評であった<sup>(4)</sup>。

友子についての書評であれば、『日本労働研究雑誌』の編集者は、友子研究の第一人者であった松島静雄東大名誉教授に依頼するのが必然であった<sup>(5)</sup>。松島静雄先生は、1990年代には私が会長を務めていた「金属鉱山研究会」の会員になられて、私は、友子研究についての論考をその都度先生に読んで頂き、御批評を受ける間柄になっていたから、拙著の批評は当然松島先生にお願いしたいと思っていた。

しかし大変残念なことに先生は2007年1月15日に亡くなられていたのので、『日本労働研究雑誌』の編集者は、松島先生に拙著の批評を依頼できず、その代わり私には未知の梅崎修准教授に依頼したのであろう。

ともあれ、梅崎修准教授の拙著への「批評」は、私の友子研究意図を十分に汲んでくれ、高く評価してくれるものであった。梅崎氏は、研究には、一般理論を土台にして複雑な社会現象を分析するタイプともう一つのタイプは「一つの社会現象を徹底的に掘り下げる研究」で、「研究の背景に理論はあるのだが、はじめにグランドセオリーありきではなく、一つの事象を掘り下げた結果として社会の全体像が現れてくるような実証研究」を行なうタイプがあると指摘する。

そして「本書は、後者の代表的研究であり、労働史研究のみならず、現

状分析 も含めた労働全体にたいしても大きな貢献を果たしている。」と指摘している。

私は、マルクスやレーニンを引用して論をすすめる教条主義的な若い頃の研究スタイルを反省して、友子制度については、極力くそ実証主義に徹してまず友子制度についての資料を収集して、その実態を明らかにしようと努めてきたので、梅崎氏の批評は最大の褒め言葉であった。

そして評者は、これまで労働史研究者であってもほとんど知られなかった鉦夫の仲間組織を前作『日本の伝統的労資関係—友子制度史の研究』で江戸時代の友子の成立と明治時代の普及を論じ、本書で大正昭和期の友子制度の発展、変容、消滅を論じ、「鉦夫の技能形成、相互扶助、労働と生活の自治活動、さらに労働市場へのコントロールを行なってきたことについて」、「検証」していると指摘する。そして各章について紹介しつつ、「評者が刺激を受けた分析結果を紹介」している。

その内容の詳しい紹介は省くが、本批評は、これまでたくさんの拙著への批評の中で私の研究意図を十分に汲んでくれた書評として非常に有り難く感じている。

その外、2007年11月2日の『図書新聞』に荻野喜弘九大教授の拙著の書評が掲載された<sup>(6)</sup>。この書評は、私の友子研究を短文ながら手際よく好意的に紹介してくれ、最後に、「本書は友子の世界を活写する歴史書であるとともに、『労働世界』のあり方を考えさせる理論書でもあり、広く読まれることを期待したい。」と結んである。

2006年9月3日の『北海道新聞』にも書評欄で拙著を書評していただいた<sup>(7)</sup>。筆者不明だが、短文ながら的確に拙著を紹介してくれているので、全文を引用しておきたい。

「友子制度とは鉦山や炭鉦であった日本独特の職人組織。江戸時代に起源をもち、坑内員たちは徒弟関係で結ばれるとともに、組織として技能養成機能、相互扶助機能、自治的機能を併せもっていた。本書はその研究に長く取り組んできた法政大学名誉教授による研究書。昭和初期に多くの鉦山、

炭鉱で友子制度は衰退していくが、戦後も残存した数少ない例として、夕張の登川炭鉱など北海道の子制度を取り上げ考察を加えている。」

2007年10月には、私の友子研究を高く評価してくれていた同僚同学の萩原進教授が、「村串仁三郎『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』をめぐって」と題する「座談会」を企画して、その記録を『経済志林』第75巻第4号（2008年3月）に掲載していただいた<sup>(8)</sup>。

「座談会」参加者は、私の外、司会の萩原進教授、日本経済史のエクスパート武田晴人（東大経済学教授）、炭鉱史専攻の市原博（当時駿河台経済学部教授）、友子研究の同学土井徹平（当時九州大学大学院後期課程院生）であった。

萩原教授は、私の友子研究の2著を取り上げて、「この2冊は日本近代の労働史研究に画期的な大きな仕事だったと思っています」とし、いずれも私の友子研究を高く評価してくれ、各自が私の友子研究上の弱点や不満と友子研究についての多くの問題点を指摘する、60頁にも及ぶ長文の座談を司会してくれた。

その内容は詳しく紹介できないが、私には、座談の最後に武田教授が「村串さんの研究がいかにもすごいかという話を十分にしないまま、終会になっちゃって、ちょっと申し訳なかったです」という言葉、萩原教授の「僕はこれまでまったく勉強してこなくて、最近ようやく本気で村串さんの本を読みだして、本当にショックをうけました。金属鉱山にこういう労働の歴史があったということを知って。これでますます歴史の見直し修正をやらなければいけないな、リビジョニストは頑張らないといけないなと思いました。」の言葉が私の心臓にぐさりと刺さった。

2007年の末だったと思うが、私の若い頃の拙論の投稿先だったマルク主義の革新を旗印にしていた『現代の理論』（季刊誌）の旧知の橘川俊忠編集長から、桃山学院大学名誉教授で、専攻は芸術論、社会思想史、比較文化史、被差別民、被差別部落、マルク主義的民族論などで著名な沖浦和光氏と革新的な江戸研究者の田中優子（法政大学教授）と私の3人で江戸時

代の文化、社会について鼎談をやってくれないかと頼まれ、私から田中優子教授に参加の了承をえた。

大阪在住の沖浦氏からは体調不良で参加できないということになり、鼎談は中止になり、その代わり田中優子教授と橘川俊忠氏の対談「江戸時代はグローバルだった」という論考と私の「常識を超えた江戸時代の鉱夫集団『友子』」が『現代の理論』（2008年春号、4月）に掲載された<sup>(9)</sup>。

拙稿「常識を超えた江戸時代の鉱夫集団『友子』」は、これまでの研究の焼き直しであったが、新資料を使ってあまり知られていない江戸時代の鉱夫、そして友子という職人組合の実態を紹介したものである。

江戸時代末期の鉱夫は、友子という組合のメンバーとしてかなり自由に全国の鉱山を移動し、後輩の技能養成、困ったときに助け合う共済活動、時には経営者に賃上げを要求してストライキなどを行なってき自治的集団であった友子組織を各鉱山に組織していた。

わが国の歴史学会を戦前、戦後しばらくの間支配してきたマルクス主義歴史学者、山田盛太郎を代表とするいわゆる講座派歴史学者は、江戸時代は暗黒の時代で、鉱夫は半奴隸的な存在であったから、仲間組織など存在するわけがなく、全国を自由に移動するなど考えないと主張してきた。

私は、そうした考えは、講座派の大將山田盛太郎『日本資本主義分析』にある友子=監獄部屋、隷奴の労役形態の一種とみるドグマ説であり、そのドグマを鵜呑みにするマルクス主義歴史学者佐々木潤之介の友子観であり、江戸時代の鉱夫は鉱山に縛り付けられ半奴隸的存在であって自由などひとかけらもないと主観的に考える実証的研究を放棄した新興宗教的教義だと批判した。

## 注

- (1) 拙著『日本の伝統的労資関係—友子制度史の研究—』（1989年、世界書院）。
- (2) 拙著『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』（2006年4月、『時潮社』）。
- (3) 土井撤平「村串仁三郎著『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』、『大原社会問題研究所雑誌』No.579（2007年2月）であった。

- (4) 梅崎修准教授「村串仁三郎著『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度—続・日本の伝統的労資関係』, 『日本労働研究雑誌』 No.565, (2007年8月)。
- (5) 松島静雄『友子の社会学的考察』(1978年, お茶の水書房), 初出は『労働社会学序説』第二編「鉱山労働者の営む生活共同体としての友子」(1951年, 福村書店)。
- (6) 荻野喜弘『『友子』の世界を科学する』と題する拙著の書評(『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』, 『図書新聞』第2800号(2006年11月2日号)。
- (7) 『北海道新聞』2006年9月3日の書評欄。
- (8) 「村串仁三郎『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度』をめぐって」(「座談会」), 『経済志林』第75巻第4号(2008年3月)。
- (9) 拙稿「常識を超えた江戸時代の鉱夫集団『友子』」, 『現代の理論』(2008年春号, 4月)。

### 第3節 大学退職後の2005年～2025年の国立公園研究

#### (1) 2005年から2013年10月の国立公園研究

私が定年退職する1年前の2004年の春に, 法政大学出版局から思いも掛けず, これまで『経済志林』に掲載してきた日本の国立公園の成立期に関する論文をまとめて出版しないかとの依頼を受けた。

しばらく考えたが, 日本学術振興会の出版助成金をえて出版できると言われ, 実はそうならず自費出版になったのだが, 出版を了承した。2005年4月にめでたく600頁ほどの旧稿を400頁ほどに圧縮・修正して『国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に—』(法政大学出版局)が出版された<sup>(1)</sup>。

本書の目次は以下の通りである。

はしがき

第I部 日本の国立公園制定史

第1章 明治期における国立公園思想の萌芽

第2章 大正期における国立公園の思想と政策の形成

第3章 大正期における国立公園論争

第4章 国立公園法制定の準備過程

第5章 国立公園法制定の法の問題点

第II部 主要な国立公園の成立過程

第1章 富士箱根国立公園—(1) 富士山

第2章 富士箱根国立公園—(2) 箱根

第3章 日光国立公園

第4章 中部山岳国立公園—(1) 上高地・白馬

第5章 中部山岳国立公園—(2) 立山・黒部

第6章 その他の国立公園—十和田国立公園と吉野熊野国立公園

私は、本書で、日本の国立公園は、おもに観光を目的とし自然保護を軽視して、財政的に貧弱で管理機構も脆弱な制度として形成され、十分制度的に確立しないまま早産的に成立したと、その構造的な特徴づけを実証的に示した。日本の国立公園の構造的な特徴をそのように規定し実証的に示した研究は、恐らくこれまでになかったと考えている。私は、とくに各地の国立公園では、制定過程も成立後にも、国立公園の目的を観光開発とするという理解が多かったが、しばしば国立公園予定地、国立公園内で電源開発など開発計画が提起されると、国立公園の自然を保護せよという反対運動が各地で展開されたことを実証的に解明するように努めた。

本書が刊行されると思いもよらぬ大きな反響があった。

本書の出版後1月ほどすぎた頃、私の国立研究において導きの糸と思っていた『北海道の自然保護』<sup>(2)</sup>の著者である俵浩三氏から分厚い手紙が届いた。悪い予感がして、国立公園研究の大先輩から拙著へのお叱りの手紙ではないかと恐る恐る封を切って手紙を読んだ。

後に引用するように、貴君の本は、優れた労作だということのお褒めの手紙であった。意外な反応に私は驚いたが、さっそく御礼と同時に『図書新

聞』で拙著の書評を俵氏にお願いする手紙を書いた。

俵氏は、私の希望を快く受け止めてくれ、『図書新聞』2005年7月23日号の「日本の国立公園成立史を詳しく論じた意欲的な労作 基本論議の広がり期待」と題して拙著を高く評価する書評を書いてくれた<sup>(3)</sup>。

俵氏の書評は、本書の内容を紹介しつつ、拙著が大正期の国立公園成立史のところで丸山宏氏や永島正信氏の先行研究を見落としていると指摘しつつ、「これは村串が経済学の研究者で、造園系と無縁だったため見落としたと思われる。しかし本書は従来の造園研究者や国立公園関係者ではなく、より第三者的な目をもつ立場の著者であることに意義があり、日本の国立公園成立史に焦点をしばり、最も詳しく論じた意欲的な労作である。本書の出現を機会に、国立公園の歴史や基本的問題に対する研究が、いっそう幅広い人々によってすすめられことを期待したい。」と述べている。

全体としてこれまでの研究では、ほとんど軽視ないし無視されてきた国立公園制定過程における自然保護論議、国立公園の自然保護運動について詳論したことに、俵氏は言及していないのは少々不満だったが、俵氏の書評は、私の国立公園研究の存在を認定していただいたことに、私の国立公園研究に大きな自信を抱かせてくれたと深く感謝した。

更に俵氏は、私のもとに於いて、先に示した私の退職記念号の『経済志林』に前掲の簡潔な書評を敷衍して14頁の長文の書評を書いていただいた<sup>(4)</sup>。

書評のおもな内容は、以下の通りである。

札幌駅前の「本屋の店頭で村串仁三郎『国立公園成立史の研究』を見たとき、『あ、こんな本が出た』と驚いた。驚いた理由は2つある。21世紀は、『環境の世紀』といわれ、環境を扱った本は『足元の自然から地球環境まで』たくさん出版されているのに、日本の優れた環境を代表する『国立公園』について、その歴史や基本を論じた本は、まったく見かけない。そうした中で国立公園の本が出たというのが第1の驚きである。そして第2は、村串という著者名は聞いたことがなく、奥付を見て経済学分野の研究

者と知った驚きである。」

「日本の国立公園は70年の歴史をきざんだことになる。…永遠の生命をもつ国立公園は、その出自、生成過程、制度の功罪など検証されたことがほとんどない。」

「私は1950年代から国立公園などの実務に携わる公務員として、また80年代からは造園学の教育・研究に携わる者として、直接・間接に国立公園の一部と係わってきた。」国立公園の歴史や本質を多くの著作があるが、「残念ながら内輪のマイナーな存在なのである。」

「そのような状況の中で村串仁三郎『国立公園成立史の研究』を見つけて驚いた。そして私の本も引用されていることを知り、購入した。家へ帰ってよく見ると、序文には『残念ながら、紙幅の都合で、すでに発表してあった阿寒、大雪の二国立公園の設立史は、…本書で除外せざるを得なかった』と書かれている。北海道に住む私にとっては阿寒や大雪をぜひ読みたい。そこで私は未知の村串さんに手紙をだして読後感を述べ、阿寒と大雪の別刷りのご惠贈をお願いした。それが縁となって、今回村串先生退任記念論文集へ書評を寄せることになった次第である。」

そして俵氏は、拙著の各章の私の主張について詳しく紹介しつつ、拙論に共感しつつ、その不十分さ・弱点にも詳しく論じている。

爾来私は、俵浩三氏を師と仰ぎ、国立公園について書いた論稿の抜き刷りを送っては、批評を仰いだ。当時俵先生は、専修大学北海道短大名誉教授をされていたが、在職中にとくに先生の研究に共鳴する弟子もいなかったこともあって、私を弟子のように丁寧に指導してくれ、後に私が論じるようになる北海道の国立公園に関する論文の多くの資料をコピーして送っていただいた。私は、俵先生との出会いがなければ、その後の私の国立公園研究はなかったと思っている。

この外、拙著の書評は、さまざまな雑誌に掲載された。ここで逐一紹介できないが、いずれも拙著について好意的に評価してくれた<sup>(5)</sup>。

2005年に拙著『国立公園成立史の研究』を読んだ当時林業研究所の研究

員だった古井戸宏通氏（後に東大農学部大学院准教授）から林業経済研究所主催の盛岡市における2005年秋開催のシンポジウムに招かれ、私は、国立公園について講演を行なった。講演後の慰労会でシンポジウム参加者の多くの方々から拙著へのお褒めの言葉をいただき、自分の研究が評価されていることに自信をえた。

2006年11月4日の林業経済研究所と林業経済学会共催の「国立公園と森林管理—その成立、理念と実際—」と題する第6回シンポが東京大学で開催され、前年の秋に盛岡市で私の講演を企画してくれた古井戸宏通東大農学部大学院准教授の配慮で、何故か部外者の私が招待され、「国立公園成立過程における自然保護と開発の確執—国立公園の自然保護機能における林業行政の役割—」と題して特別報告をさせていただいた<sup>(6)</sup>。

これで私は、国立公園研究者の一員として認知されたと感じた。

報告の紹介は省くが、私は、爾来林業関係の研究者との交流をえ、とくに古井戸准教授には、資料的に大変お世話になり、以後の私の国立公園研究には重要な資料であった国立公園協会の雑誌『国立公園』を見る機会を与えていただき深く感謝している。

私は、『国立公園成立史の研究』の出版で思わぬ好評をえて、もともと日本の国立公園全体を研究したいと思っていたので、さればとて、まずは戦後の国立公園はどうだったのかの研究を『経済志林』に連載していった。

そして2011年に『自然保護と戦後日本の国立公園』を出版した<sup>(7)</sup>。

その目次は以下の通り。

- 第I部 戦後国立公園の復活と整備・拡充
- 第1章 敗戦直後の国立公園制度復活の枠組
- 第2章 占領下における国立公園制度の復活
- 第3章 戦後前期の国立公園内の電源開発計画と自然保護—尾瀬の場合
- 第4章 戦後後期における国立公園制度の整備・拡充
- 第5章 戦後後期の国立公園協会と日本自然保護協会

- 第Ⅱ部 国立公園内の自然保護のための産業開発計画反対運動
- 第6章 阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画と反対運動
- 第7章 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設計画と反対運動
- 第8章 戦後後期の日光国立公園内の尾瀬ヶ原電源開発計画と反対運動
- 第9章 中部山岳国立公園内の上高地電源開発計画と反対運動
- 第10章 吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と反対運動
- 第11章 その他の国立公園内における産業開発計画と反対運動
- 1 大雪山国立公園内の層雲峡電源開発計画と反対運動
  - 2 大雪山国立公園内の硫黄鉱山開発計画と反対運動
  - 3 支笏洞爺国立公園内の豊平電源開発計画と反対運動
  - 4 富士箱根国立公園内の本栖湖電用疎水工事計画と反対運動
  - 5 戦後の富士山ケーブルカー建設計画と反対運動
- 第12章 戦後日本の国立公園制度についての総括

この拙著で私は、戦後の国立公園政策は、戦前に形だけ設立され内容の乏しかった国立公園に国立公園制度の内実を持たせるように努力した形跡が読み取れるが、しかし結局、国立公園の目的をおもに観光におき、自然保護を軽視し、国立公園を貧弱な財政のもとで脆弱な管理機構を残したままにして、戦前の国立公園制度を維持再編するにとどまったことを明らかにした。

それでも戦後の国立公園は、戦後民主化体制のもとで、戦後復興のための国立公園内の鉱山開発、電源開発に対しては、国立公園の自然保護を目的にした自然保護団体も設立され、一部の官僚、学者、国民によって反対運動が展開され、幾つかは敗北する事例もみられたが、多くの成功を収めたケースもあったことを詳細に解明した。拙著は、戦後の国立公園をめぐる戦後の自然保護運動史でもあった。

拙著への批評は、前著ほど多くはなかったが、幾つかの批評がなされた。今回も俵浩三氏に書評をお願いした。俵氏は『国立公園』誌に拙著の書

評の掲載を求めたところ同誌には書評の欄がないと断られたが、「国立公園の歴史・とくに戦後の『保護開発』をめぐる」という表題の小論文の形式で、『国立公園』誌で前著に加え『自然保護と戦後日本の国立公園』について批評していただいた<sup>(8)</sup>。

俵浩三氏は、拙著の要点を紹介しつつ、「村串の国立公園論は、同感する部分も多いが、違和感を覚える部分もある。

例えば、自然保護運動が失敗した要因について、第一に自然保護団体やそのリーダーの妥協的体質、第二に開発計画を取り巻く政治的・社会状況をあげて、前者をより重視する見解を示している。」「しかし私は、戦後復興期から高度成長期では、一団体や一個人の資質よりも、政治的・社会的な壁の方がはるかに強大だったと考えている。」と批評している。

だが私自身はそのように主張したことはなく、むしろ俵氏のごとく「政治的・社会的な壁の方」を大きな敗因だと考えていた。私は、本書の第1章で「敗戦後の国立公園制度復活の枠組」として、観光政策を主目的に自然保護を軽視する保守党政府の政策を論じているからである。

誤解を受けるとすれば、私が、個々の国立公園内の開発計画に反対する運動を詳細に検討して、自然保護団体やそのリーダーの妥協的体質を指摘したからかもしれない。しかしそれは事実なのである。

例えば、国立公園関係者が神格化して誰も批判などしなかった国立公園設立の父と呼ばれ田村剛について「第12章」の8「結びに変えて一田村剛小評論」で、私は彼の国立公園設立やその後の積極的役割を高く評価しつつも、彼のあいまいさや妥協的体質を論じたからかもしれない。

度々拙著を書評してくれた小祝慶紀氏（東北工業大学教授）は、「国立公園制度を戦前、戦後、そして現代へつなげた包括的研究」と題して、拙著を書評してくれた<sup>(9)</sup>。

小祝氏は、本書の内容を紹介しつつ、「2011年3月11日、東日本を襲った震災は、我々に自然の脅威を見せつけた。我々は、自然への畏敬の念を抱くとともに、自然に対して謙虚にならなければならないことを改めて思い

知らされた。…『そもそも我が国の国立公園は何のためにあるのか』という著者の問題提起に立ち返り、今一度、自然環境を保全し利用することとは何だろうか、真剣に議論する必要がある。それらについても本書は多くの示唆を与えてくれる。このようなことから本書が、今後の環境問題を担う学生や市民、そして現に環境政策に従事している行政マンには必読の書であることは論をまたない。」と批評された。

このほかの書評は二つあったが、詳しくは注を参照されたい<sup>(10)</sup>。

2014年3月30日に林業経済学会のシンポジウム「国立公園の新たな管理へ向けて」が開催されたが、再び部外者の私が特別スピーカとして招待され、「1970年代初頭までにおける国立公園の（保護と利用）の対立」と題して報告を行なった<sup>(11)</sup>。

他の報告者との討論に参加したが、私の報告は国立公園の管理について高度成長期までのもので、私は、当時は高成長期終了後の、特に21世紀に入って新たに展開されていた国立公園政策・管理政策にはまったく無知であったため、設定されていた21世紀に始まっていた「国立公園の新たな管理へ向けて」というシンポジウムのテーマからピンボケの報告を行ない、討論会での発言も21世紀の「国立公園政策・管理政策」についてまったく発言できなかった。私は、後にそのことを自覚して大いに恥っている。

戦後の国立公園の研究を終えると、更に欲がでて、高度成長期に入って国立公園内の観光開発が進展し、主要な国立公園で観光公害が社会の問題化していた高度成長期の国立公園についても研究したいと決心し、『経済志林』に掲載した。2005年から2016年まで書き留めた論考を圧縮して、新たに書き下ろした論考を加えて、2016年5月に『高度成長期日本の国立公園』を出版した<sup>(12)</sup>。

本書の目次は以下のとおりである。

## 序文

### 第I部 高度成長期における国立公園

- 第1章 高度成長期における国立公園制度の基本的枠組
- 第2章 高度成長期における脆弱な国立公園行政機構
- 第3章 高度成長期における貧弱な国立公園財政
- 第4章 高度成長期における国立公園の過剰利用とその弊害
- 第5章 高度成長期における国立公園行政当局の自然保護政策の展開
- 第6章 高度成長期における新設環境庁の国立公園政策
  - 第Ⅱ部 高度成長期の国立公園内の自然保護と開発の激突
- 第7章 日光国立公園内の観光開発計画と自然保護運動
- 第8章 中部山岳国立公園内の観光開発計画と自然保護運動
- 第9章 北海道国立公園内の観光道路・オリンピック施設開発計画と自然保護運動
- 第10章 富士箱根伊豆国立公園内の観光開発計画と自然保護運動
  - 1 富士スバルライン・観光有料道路建設計画
  - 2 富士登山鉄道建設計画と反対運動
- 第11章 南アルプス国立公園内のスーパー林道建設計画と自然保護運動
- 第12章 他の国立公園内における開発計画と自然保護運動
  - 1 上信越国立公園内観光開発計画と自然保護運動（苗場山スキー場と妙高高原の場合）
  - 2 磐梯朝日国立公園内の月山スカイライン建設計画と自然保護運動
  - 3 吉野熊野国立公園内の大台ヶ原観光有料道路建設と自然保護運動

目次からわかるように本書は、第Ⅰ部で高度成長期の国立公園の管理機構と行政の国立公園政策を論じたもので、拙論の要点は、国立公園成立期と同じように高度成長期においてもなおわが国の国立公園制度は、貧弱な国立公園財政と脆弱な国立公園管理機構が根本的には改められず、新たに国立公園の管理を強め、国立公園の自然を保護しようとする試みも見られたが、極めて不十分なままに留まっていることを明らかにした。特記して

おきたいのは、おそらく「第3章 高度成長期における貧弱な国立公園財政」は、これまで誰も正面から論じることを避けてきたわが国で初めて貧弱な国立公園財政を未熟ではあるが章立てで論じたことである。

第Ⅱ部は、高度成長期に激しく展開された各地の国立公園内のもっぱら観光開発計画を検討し、そこで起きた開発反対の自然保護運動を論じた。これはこれまでの国立公園研究者が全く無視してきた国立公園の重要な問題点をえぐり出したものである。

なお拙著に収めきれなかったが『経済志林』に公表した国立公園内の観光開発計画とその反対運動についての論考には以下のとおりである<sup>(13)</sup>。

立山アルペンルートの開発計画とその計画に反対する自然保護運動について論じた「高度成長期における中部山岳国立公園内の立山観光開発と自然保護運動」の論考、国立公園の自然保護問題として、主に上高地と尾瀬のマイカー規制について成功と限界を論じた「高度成長期における主要国立公園内のマイカー規制問題」の論考、1982年に反対運動がおき、時の鯨岡兵輔環境庁長官の斡旋で奥鬼怒温泉郷から尾瀬に抜ける林道兼観光道路の建設を中止するという極めて興味深い「奥鬼怒スーパー林道建設計画とその計画に反対する自然保護運動」の論考、の3論文である。

本書に対する書評は、高度成長期の国立公園の問題性を論じるのに難しさがあってか、前著より少ない。

とくに気になるのは、国立公園職員、レンジャー出身で拙著に好意的だった依氏は例外だが、多くの国立公園研究者、国立公園関係者が拙著の存在を無視していることである。

例えば国立公園行政OBによって書かれた国立公園研究会・自然公園財団編『国立公園論』には、文献紹介に拙著の名さえなかった<sup>(14)</sup>。その代わり、この本には、国立公園行政OBではなく、国立公園研究に多く携わる農学部・造園関係の出身でもなく、大阪大学で西洋史を専攻した田中俊徳氏が「『緑の三角形』を創る:法と歴史の政策の一〇〇年」と題する論考で私の国立公園論に注目して頂くという奇妙な雰囲気があった。

国立公園行政寄りの加藤峰夫『国立公園の法と制度』や元国立公園行政OBの瀬田信哉『再生する国立公園』なども、文献紹介で拙著の存在を示していない<sup>(15)</sup>。瀬田氏は、『国立公園』誌の編集をしていた折、私に吉野熊野国立公園制定70周年を記念して何か書いてくれないかと依頼しており、2006年4月に拙稿「自然保護の砦としての国立公園—吉野熊野国立公園の指定運動を振り返る」を『国立公園』に掲載しているので、私の存在を知らなかった筈はないのだが<sup>(16)</sup>。

私は、師と仰ぐ俵浩三氏に『高度成長期日本の国立公園』の批評を再度お願いしたかったのだが、残念ながら師はすでに高齢で健康を悪くして私の願いを受けられない状態であった。

これまで前掲2拙著を書評していただいた小祝慶紀（東北工業大学教授）は「持続可能な国立公園を将来世代へ」と題し拙著の書評を再度行なっていただいた<sup>(17)</sup>。

高度成長期に「公害も顕在化し、…自然公園法の整備されてきた」中で「本書は、…わが国国立公園制度のあり方と国立公園内の開発計画とそれに反対する自然保護運動を具体的に検証したものである。」と指摘し、拙論の内容を紹介して、「本書は、国立公園の保護と利用に多くの弊害を生んだことの要因に、公園管理行政機構の脆弱性と財政的貧弱さを一貫して指摘している。しかし、これは単なる公園管理行政機構への批判ではないと言うことは、本書のあとがきで示された、残された三つの問題点からも理解できる。実は、本書における批判は、公園管理行政機構へ向けられた者ではなく、私たちに向けられたものなのではないか。」

何時も的確な書評で、私は評者に深く感謝している。

環境経済学者・再生エネルギーの研究者で法政大学の後輩でもある大平佳男氏（当時法政大学経済学部助教）の書評は、拙著の内容を紹介しつつ、「おわりに」の項で次のように指摘する<sup>(18)</sup>。

「最後に、著者の長年の研究に基づく今日の国立公園の保護に関する考えは、今後の国立公園研究の道標になると考えられる。著者の研究に敬意を

表しつつ、著者の残された課題とされる諸点について、後進が研究を継承していくためにも、贅沢を言えば今日の国立公園に対する著者の考えを知りたいところである。」

こうした意見に励まされて、私は後に『現代日本の国立公園制度の研究』に取り組むことになる。

2018年10月にかねて拙著の書評をお願いしておいた先にシンポで知りあった土屋俊幸東京農工大大学院教授から「書評村申仁三郎著自然保護と戦後日本の国立公園-続『国立公園成立史の研究』高度成長期日本の国立公園-自然保護と開発の激突を中心に」という3拙著への「書評」が送られてきた<sup>(19)</sup>。B4版で11頁にも及ぶ長文の「書評」を受けとっていささか身構えて書評を読んだ。

書評の目次は以下のようなものだった。

1. はじめに
2. 評者の視点
3. 3冊の構成
4. 地域制自然公園としての視点
5. 自然保護運動の捉え方
6. 高度経済成長期の政策の理解
7. 国立公園の今後に向けて

拙著3冊の著書をまとめて「総括的な書評」をしてもらえるなど、通常あまり例のないので感激して読み進んだ。しかし読み進めて行く内にこの「書評」が通常の書評とは全く異なって、3拙著に対する厳しい批判であることがわかった。

土屋教授の3拙著に対する一般的な批評は、「目次を並べてみると壮観」であり、「日本における国立公園制度の成立から高度経済成長期の展開に至る国立公園の歩みが、一貫した視座から一望できる。国立公園に限らず、

自然公園さらには保護地域を学ぼうとする者が、まずは手に取るべき書であると言える」と指摘している。

また書評の末尾に「さて、この書評とは言い難い論考を締めるに当たって、改めて村串の二部作（実際は三部作なのだが、なぜか土屋教授は二部作と指摘）について評者の考えをまとめておきたい。」と言い、次のように指摘している。

「国立公園研究、就中、国立公園史研究は長い歴史を持つが、この二部作ほど、研究者に大きなインパクトを与えた業績はかってないのではないか。それらは、国立公園のあるべき姿について、極めてシンプル、また古典的な理想像を掲げることによって、非常にわかりやすく、また通史的に日本の国立公園を鳥瞰する視点を我々に与えてくれた。そのことによって、かなり停滞的であった国立公園研究に『活』を入れ、多くの新しい研究者が公園史分野を中心にこの分野に参入するきっかけを作ってくれた。この業績は非常に大きい。個人的にも、このことは感謝して感謝し過ぎることはないと思っている。」

こうした評価は、もともと国立公園研究ではまったくの素人であった私の国立公園論が、素人ゆえにこれまでの国立公園研究を念頭に置きつつも、今後の国立公園研究の捨て石になることを期待し、やや乱暴な主張を多く含んだものだったので、望外の喜びである。私の国立公園研究の目的がささやかながら果たされたようで大変嬉しい。

だが土屋教授は「だからこそ、この村串論の問題点・課題を真摯に抽出し、率直に批判することが求められている。」と指摘し、「筆が滑って失礼にあたる物言いがあられるかもしれないし、批判と良い評価のバランスに欠けた部分があるかもしれないが、その点はこの評の趣旨に免じてお赦し願いたい。」と述べて、3拙著について厳しい批判を加えている。

私は、この批評を受けて、これほど詳しくかつ厳しい批評に感謝しつつ、納得できなかった不当な批判が多いと感じた。

そこで私は、批評をうけてから1年後の2019年9月に「日本の国立公園

関する3著に対する土屋俊幸教授の批判に答える」と題し、『経済志林』で氏の批判に50頁ほどの長文で反論した<sup>(20)</sup>。

土屋俊幸教授の拙著への批判は多岐にわたっており、ここで詳しく紹介できないので、興味ある読者は土屋教授の論考と拙稿を参照していただきたい。

ここでは土屋俊幸教授の批判と私の反論の要点のみを指摘するにとどめたい。

まず土屋教授の第1の批判は、「評者の視点」と題して、総論的に、1、村串の国立公園の目的論の認識は誤っている。2、村串の「自然保護の砦」という考え方は、間違っている。3、村串は、日本の国立公園の特質である「地域制」について無視している、という批判である。

第2の批判は、「三冊の構成」と題して、拙著の2部構成は、第1点、拙著の分析方法が拙著1と拙著2とで大きく異なっている。第2点、3拙著の資料の扱い方が違う、第3点、拙著3では、前2著が国立公園管理行政に批判的だったが、拙著3は、「かなり好意的な評価をしている。」との批判である。

第3の批判は、「地域制自然公園としての視点」と題して、私の著作が、地域制自然公園についての認識を欠き、国立公園についての私の認識を誤らせているとの批判である。

第4の批判は、「自然保護運動の捉え方」と題し、私の自然保護運動論について批判である

第5の批判は、「高度経済成長期の政策の理解」と題する主に拙著『高度成長期における日本の国立公園』に対する批判である。

第6の批判は、「国立公園論の今後に向けて」と題して、私の自然保護認識の不十分さ、私の国立公園管理の認識で、地域における多様な主体の協働についての役割を無視していると批判である。

私は、第1の批判に対して、土屋教授と私と国立公園の目的についての本質的な認識が異なっており、いずれが正しいかが問題であって、基本的

に受入れがたい批判であると言っておきたい。ただ私が批判を受入れるとすれば、私の国立公園論では、21世紀に入ってにわかに日本の国立公園が地域制という形態であることを評価する傾向が生まれてきていることに無関心であったことである。だからといって、そのことが私の国立公園認識が大きく間違っているとか、極めて不十分だったということにならないと思っている。

第2の、拙著「3冊の構成」に対する土屋教授の批判は、本質から離れた形式論であって問題にするに値しないと考えている。

第3の批判、私が3著で日本の自然公園が地域制であることについての認識を欠き、私の国立公園認識を誤らせているとの批判に対して、私は、確かに日本の国立公園が地域制を取っていることについて強調はしていないが、無視したことはなく、むしろ私は、各地の国立公園についての問題を誰よりも具体的に問題にしてきたつもりでいる。

しかし土屋教授が問題にしたいのは、私の国立公園論が、21世紀になって活発に論議されるようになった国立公園の管理が各地域で協議するシステムになってきていることを軽視ないし無視していることへの不満である。

確かに私は、3著の執筆時には、21世紀頃から問題になっていた国立公園管理における地域の協議制について無関心であったが、無視していたわけではなく、私の関心は、一貫して国立公園管理の財政的貧困さとそれゆえ管理が不十分で脆弱であることの強調であった。

土屋教授は、そのことを無視して、環境省の推し進める国立公園の観光的利用を重視する政策を擁護し、地域における国立公園管理の協議制を強調するのである。

私は、国立公園管理の協議制を無視しはしないが、その協議会が自然保護派を排除ないし極小にして観光を重視する政策を進めてはいないかと危惧しているのである。拙著『現代日本の国立公園研究』第Ⅲ部第五章「環境省の『国立公園満喫プロジェクト』の観光的利用優先政策」で明らかにしているように、現に各地のそうした協議会では、規制を緩和して観光開

発を承認する傾向がみられる。

結局こうした論争は、国立公園の本質認識を異にする水掛け論で、お互いに納得することはないのであろう。

第3の批判は、「自然保護運動の捉え方」に対してだが、この点の批判は多岐にわたっていて簡単に反論できないが、その1、私が「国立公園は自然保護の砦」と主張しているのに対して、「自然保護運動の捉え方」としてそれで「良いのだろうか」と疑問を呈する。私には「良い」と答えるしかないのだが、土屋教授は、「国立公園は自然保護の砦」という言葉ではなく、そこに潜む私の自然保護観、自然保護運動観を批判したいのである。

土屋教授は、私の国立公園の自然保護運動論は、中央の動きばかり見て地方の動きを軽視していると批判しているが、私はそう論じた事実ないと反論した。ここでも、土屋教授は、私が国立公園管理のための地域の協議会を無視しているといいたいだけである。私は、日光縦貫道路建設計画反対運動を論じたが、そこに作られていた地域の協議会について言及しなかったが、日光縦貫道路建設計画反対運動について間違った分析を行ってはいない。

なおさら国立公園におけるマイカー規制に関する前掲の論文では、私は地方の協議会を無視したのではなく、上高地と尾瀬、乗鞍、奥入瀬、知床のマイカー規制について論じた際に、協議会の観光重視の傾向を批判的に論じている。

要は、国立公園の観光的利用に積極的な土屋教授は、私が国立公園の過剰な観光的利用に批判的なのが気に入らないのである。

第5の批判、主に拙著『高度成長期における日本の国立公園』に対する批判である。

ここでの土屋教授の批判の要点は、本書の内容を比較的詳しく紹介した後に、私が「国立公園の管理・制度の変遷の研究」において、「国立公園制度内部の変遷に囚われて」「『外への・開かれた・巻き込む』方向性を統一的に把握し理解することができない」と批判する。

土屋教授のこの批判は、抽象的でわかりにくいですが、土屋氏の言いたいことは、私の研究が、自然公園の考察を行なわず、国立公園の外部の制度、自然環境、そこで働く地方の人材や民間団体のとの関連を視野から外している、ということのようである。

私は、確かに問題を拡散させないために、国立公園について研究を避け、国立公園を取り巻く地方の住民、団体に目配りが足りなかったかも知れないが、重要な国立公園の開発問題については、本書の第Ⅱ部「高度成長期の国立公園内の自然保護と開発の激闘」でそれなりに国立公園を取り巻く地方の住民、団体に言及してきた。

ここでも土屋教授は、私の作業の論点、国立公園の観光的利用を批判的に論じることが気に入らないのであり、国立公園の観光的利用を重視する地方の住民、団体の動向を積極的に論じ評価せよということのようである。

第6の批判は、「国立公園論の今後に向けて」と題して、私の自然保護認識の不十分さ、私の国立公園管理の認識で、地域における多様な主体の協働についての役割を無視していると批判している。

ここでも問題の本質は、私が、21世紀に入って国立公園管理政策において地域における多様な主体の協働についての役割を軽視ないし無視していることへの批判である。

確かに私は、高度成長期の国立公園を論じているときには、研究者としては恥ずかしいことであるが、21世紀に入ってから国立公園管理政策において地域における多様な主体の協働制について関心が薄かったのは事実であった。

だからといって私の高度成長期の国立公園論が大きく誤っているとは思わない。遅ればせながら、後に論じるように、私は、拙著『現代日本の国立公園制度の研究』第Ⅲ部で21世紀の環境省の国立公園政策、特に国立公園管理政策、管理のための協議制について、批判的な意見を述べている。

私の土屋教授への反論に対して、氏から反論があると聞いていたが、2025年12月現在、土屋教授からの反批判は来ていない。

2021年8月、22世紀アート社の依頼を受けて、絶版になっていた『国立公園成立史の研究』（法政大学出版局）を『日本の国立公園成立史の研究』と改題して電子版を刊行することにした<sup>(21)</sup>。もともと本書は、700部程度しか出版しておらず、半年ほどで売り切れたため出版社から増刷の打診があったが、当時は売れる自信が私にはなかったので断ってしまった。しかし本書は、好評を博し古本で高値が付いて一般に入手が困難になっていたため、大枚30万円ほど出して、電子版にして一般に読みやすくした。

### 注

- (1) 拙著『国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に—』（2005年5月、法政大学出版局）。
- (2) 俵浩三『北海道の自然保護』（1979年、北海道大学図書刊行会）。
- (3) 俵浩三「日本の国立公園成立史を詳しく論じた意欲的な労作基本論議の広がり期待」、『図書新聞』2005年7月23日号。
- (4) 俵浩三「村申仁三郎著『国立公園成立史の研究』によせて」、前掲『経済志林』第73巻第3号。
- (5) 山本寿夫（LEC東京リーガルマインド大学教授）「自然保護と開発の相克 村申仁三郎『国立公園成立史の研究』の特徴と意義」、『社会教育』94、2006年10月。  
 呉正昭（筑波大教授）「国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に—」、『地理』、50-11、2005年11月。  
 山本信次（岩手大学農学部教授）「国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に—」、『林業経済』60（1）、2007年。  
 小祝慶紀（国士舘大学法学部非常勤講師）「村申仁三郎著『国立公園成立史の研究』」、『大原社会問題研究所雑誌』、No.564、2005年11月。  
 富田武（武蔵大学教授）書評「村申仁三郎『国立公園成立史の研究』」、『現代の理論』2006年年春号。
- (6) 村申仁三郎「国立公園成立過程における自然保護と開発の確執—国立公園の自然保護機能における林業行政の役割—」、『林業経済』Vol.59 No.12、2007年3月。
- (7) 拙著『自然保護と戦後日本の国立公園』（2011年、時潮社）。
- (8) 俵浩三「国立公園の歴史・とくに戦後の『保護開発』をめぐる」、『国立公園』699号、2011年12月号。

- (9) 小祝慶紀「国立公園制度を戦前、戦後、そして現代へつなげた包括的研究」,『図書新聞』2011年9月8日号。
- (10) 西沢栄一郎(法政大学教授)「村串仁三郎『自然保護と戦後日本の国立公園』」,『大原社会問題研究所雑誌』No.639, 2012年1月。武田泉「自然保護と戦後日本の国立公園一統『国立公園成立史の研究』」,『北海道教育大学大雪山自然教育研究施設研究報告』第37号(2012年1月)。
- (11) 拙稿「1970年代初頭までにおける国立公園の(保護と利用)の対立」,『林業経済』Vol.67No.1, 2015年2月号。
- (12) 拙著『高度成長期日本の国立公園』, 2016年, 時潮社。
- (13) 拙稿「高度成長期における中部山岳国立公園内の立山観光開発と自然保護運動」,『経済志林』第86巻第1号, 2018年6月。拙稿「高度成長期における主要国立公園内のマイカー規制問題」,『経済志林』第86巻第3・4号, 2019年3月。拙稿「奥鬼怒スーパー林道建設計画とその計画に反対する自然保護運動」,『経済志林』第90巻第1号, 2022年10月。
- (14) 国立公園研究会・自然公園財団編『国立公園論』(2017年, 南方新社)。
- (15) 加藤峰夫『国立公園の法と制度』(2008年, 古今書院), 瀬田信哉『再生する国立公園』(2009年, 清水弘文堂)。
- (16) 拙稿「自然保護の砦としての国立公園—吉野熊野国立公園の指定運動を振り返る」,『国立公園』No.642, 2006年4月。
- (17) 小祝慶紀「持続可能な国立公園を将来世代へ」,『図書新聞』第3280号, 2016年11月26日。
- (18) 大平佳男「村串仁三郎著『高度成長期日本の国立公園—国立公園の自然保護と開発の激突を中心に』」,『大原社会問題研究所雑誌』No.703, 2017年5月。
- (19) 土屋俊幸「書評村串仁三郎著『自然保護と戦後日本の国立公園一統』国立公園成立史の研究』高度成長期日本の国立公園-自然保護と開発の激突を中心に」,『林業経済』Vol.71No.7, 2018年10月。
- (20) 拙稿「日本の国立公園に関する3著に対する土屋俊幸教授の批判に答える」,『経済志林』第87巻第1・2号, 2019年9月。
- (21) 拙著『日本の国立公園成立史の研究』(電子版, 2021年8月, 世紀アート社)。

## (2) 2013年11月から2025年の国立公園研究

私は、81歳の2016年に『高度成長期日本の国立公園』を出版して、もう国立公園の研究を止め余生を楽しむ生活に入ろうと思っていた。しかし、三つに理由があって、研究を止められなかった。

第1の理由は、国立公園の一角で、2016年に富山県知事による国立公園内の黒部立山の観光の大開発構想、2019年に山梨県知事による富士山登山鉄道構想など、また再生エネルギーの生産という口実のもと自然、環境、風景、人身に大きな危害を加える風力発電事業計画が大々的な提起されているのを知ったからである。これらの問題を無視できなかったことである。

第2の理由は、「尾瀬自然保護ネットワーク」の理事をしている友人の大山昌克氏から、2016年に環境省内に「国立公園満喫プロジェクト」なるものが設立され、近年尾瀬で過剰な観光開発が語られていて、環境省の「国立公園満喫プロジェクト」が裏で糸をひいているという話を聞いたことである。環境省がそんなことをして許されるのかという憤りである。

第3の理由は、所期の方針のように日本の国立公園の通史をまとめてみたい、自分の研究は高度成長期までに留まっていた、研究を途中で放棄したくないという意識が強くあり、私の生きている間に老体にムチ打って、大げさに言えば寿命を短くして、残る体力と精神力を総動員して、高度成長期後から今日に至る『現代日本の国立公園制度の研究』をまとめたいと決意したことである。

国立公園研究者として、まずは事実を解明しなければならないと決意し、まず2020年10月に「『立山黒部』世界ブランド化」構想とそれに反対する自然保護運動」、2021年3月に「山梨県の富士山鉄道構想についての批判的考察」を公表した<sup>(1)</sup>。

そして更に『現代日本の国立公園制度の研究』と題して、環境庁成立の1972年から2023年夏までの国立公園の管理状況、自然保護と利用の政策の概要を抑えつつ、それぞれの時期に展開された国立公園に係わる観光開発

計画、産業開発計画とそれらに反対する自然保護運動を明らかにする作業に取り組み、多くの論考をその都度『経済志林』に掲載した。

そして僅か4年間という短い期間で、2023年12月に『現代日本の国立公園制度の研究—国立公園は自然保護の砦かレジャーランド・リゾート地かを問う—』(時潮社)を出版した。これでこれまで誰も果たして来なかった日本の国立公園制度の全体史(全4巻)を完成した。

著書の目次は以下の通りである<sup>(2)</sup>。

## 序文

序章現代日本の国立公園研究の方法論(1本書の課題, 2本書の方法, 3方法論としての地域制国立公園論)

### 第I部 環境庁管理下の国立公園制度

第1章 環境庁の国立公園制度の基本的枠組み,

第2章 環境庁下の国立公園行政管理機構

第3章 環境庁下の国立公園政策の利用政策

第4章 環境庁下の国立公園の自然保護政策

### 第II部 環境庁管理下の国立公園の自然保護運動

第1章 環境庁管理下の小笠原空港建設計画と自然保護のための反対運動

第2章 大雪山国立公園内の土幌高原道路建設計画と自然保護のための反対運動

### 第III部 環境省管理下の国立公園制度

第1章 環境省管理下の国立公園制度の基本的枠組み

第2章 環境省管理下の国立公園管理機構

第3章 環境省管理下の国立公園利用政策

第4章 環境省管理下の国立公園の自然保護政策

第5章 環境省「国立公園満喫プロジェクト」の観光的利用優先政策

### 第IV部 環境省管理下の国立公園における開発反対の自然保護運動

第1章 山梨県の富士山登山鉄道構想とその構想に対する反対運動

## 第2章 『立山黒部』世界ブランド化」構想とその構想に反対する自然保護運動

### 第3章 国立公園に関わる風力発電開発計画に反対する反対運動

### 第4章 「尾瀬国立公園協議会」の国立公園の観光的利用優先政策

私は、従来の研究方法にしたがって、第I部でわが国の国立公園の管理機構の特質を検出しつつ、第II部で当該時期における国立公園に関わる開発計画と計画に反対する自然保護運動を検討した。

第III部では、これまでの私の研究で意識していなかった21世紀後の国立公園行政について、反省を含め積極的に考察した。すなわち、21世紀後の環境省管理下の国立公園行政については、一方では環境の時代と世界でのかけ声の下に自然保護、環境保全を意識して自然公園法の規定を改善するが、他方で政府の観光立国政策に引きずられ、国立公園の観光的利用優先政策を強化している、国立公園を積極的に観光的利用を強化しようとする政策が展開されている、と批判的に論じた。

特に、環境省に設置された「国立公園満喫プロジェクト」が、国立公園の過剰な観光的利用政策を立て実行していく様を批判的に論じた。そしてその代表的事例として、『立山黒部』世界ブランド化」構想とその構想に反対する運動」と「山梨県の富士山登山鉄道構想とその構想に対する反対運動」について詳論し、また日本の国立公園制度の弱点とも言える政府の国立公園周辺で計画された風力発電開発計画への対応とそれに反対する住民の運動について論じた。

本書は、半分は日本の自然保護運動の書なのである。

この研究を通じて私が痛烈に観じたのは、多くの国立公園研究者が、富士山登山鉄道建設計画や立山黒部の開発構想、巨大な風力発電開発が、大規模な自然破壊・環境毀損・風景破壊をもたらすことが予想されるのを、見て見ぬ振りをして、沈黙していることである。

こうした状況は、国立公園研究に限ったことではないが、21世紀に入っ

て多くの若い研究者が、政治体制におもねたり、無批判的になっていることを示していた。一研究者として私は、そうした状況に耐えがたかった。

さて本書についての書評は、ほぼ国立公園を研究している研究者からは相変わらず無視されてきた。今回もそうなるだろうと思っている。

私は偶然旧知の地理学者である千葉立也（都留文科大学名誉教授）氏が健在であると知って、拙著の書評をお願いしたが、快く引き受けていただいた。

少々長い書評だがここで全文を引用しておきたい<sup>(3)</sup>。

「評者は、10数年の間、『富士山に最も近い』公立大学に勤務していた。富士山がらみの話題はなんとなくでも気にかかる。そこに降ってわいたような登山鉄道構想。このところ反対運動も強まっているが、こうした新たな観光開発は富士山だけでなく国立公園全般のことらしい。一体どうなっているのだろうか。

いま国立公園が大変だ

国立公園内での新規観光開発の動きは、国立公園政策の大転換によるものだ。第二次安倍政権下で掲げられた観光立国政策のもと、インバウンド観光の振興と結びつけ進められてきた国立公園の観光的利用優先への政策転換だ。2016年から開始された『国立公園満喫プロジェクト』、さらにこの方向に国立公園政策全体を転換させた21年の自然公園法改正といった動きだ。

広く社会的な関心を喚起する議論が起こらなかったのは、利用者の減少や立地地域の過疎化などを受け国立公園の将来的な維持管理につながる新たな方向を求めていた国立公園関係者に受けがよかったからかもしれない。マジックワードとされたのが『保護と利用の好循環』。それによって自然景観が守られ地域の活性化も図られというものだ。この裏で囁かれていたのが、これまで国立公園は自然保護一辺倒にすぎたという言葉辞。だから利用客が減ったのだ、というのが言外にある。

だが、これまでの国立公園政策は自然保護に偏りすぎていたのか。また、観光的利用へシフトで『好循環』が実現できるのか。

### 開発体制のなかの国立公園運営の実相

本書は、こうした観光的利用優先へのシフトが、国立公園の歴史のなかでもこれまでにない大転換であり、国立公園を危機に晒すものと警鐘を鳴らすものだ。

鉱山労働史、賃労働理論の研究者から、60歳をすぎてこの分野に参入した著者は、国立公園研究者のなかでも独特な立場にある。自然を保護する制度として国立公園を捉えるべきとしたうえで、国立公園の自然保護を制度圏の外で支える自然保護運動の役割を重視する。国立公園が『自然保護の砦』たりえたのは自然保護運動があったればこそとする議論は、著者独自のものだ。こうした視角から著者は国立公園制度が成立した戦前期から、戦後期、高度成長期と時代を追って国立公園の姿をつかんできたが、1970年代後半から約半世紀にわたる国立公園のあり方を分析評価した本書は、その最新の成果かである。

『わが国を代表する優れた自然の風景地』として日本の国立公園は、外国からの観光客誘致や地元の観光開発という観光的利用への期待を背景に成立した。建前としては自然を保護しつつ利用に供するという一般的理念を掲げながら、個別の現場における具体的な意思決定に際しては利用サイドの主張が優先されてきた。

戦前から戦後にかけてほぼ一貫したこの傾向は、本書で分析された『現代』にも引き継がれてきた。一時、個性的な政治家がトップにたつことで国立公園行政において保護が強調されたこともあったが、政府の施策全体の枠組みに規定されることで、自然保護は国立公園行政においては、つねに受動的、消極的であったわけだ。本書の分析は『自然保護一辺倒だった』など歴史的事実に反する戯言に過ぎないことを白日に晒している。

### 保護の劣化をもたらす国立公園の危機に警鐘

観光的利用優先への大転換の過程を、本書は『国立公園満喫プロジェクト

ト』に焦点を当て、会議の議事録や資料を手がかりに詳細に分析する。自然保護団体や研究者が排除され、国立公園を観光資源としていかに高めて行くかという関心ばかりが貫かれているのは驚くばかりだ。

要は、政策転換のなかで環境省が『好循環』と称する後段の仕掛け、つまり利用者増が地域の経済社会を活性化したとしても、それが自然環境保全にどのように再投資されるのか、フィードバックに関する中身が全くと言って示されないという点だ。飾り文句でしかない。実態は国立公園でのかけがえのない自然体験をインバウンド向けに『上質のツーリズム』として売り込む、国立公園の『高級リゾート地化』なのではないか。好循環にはならない、利用の優先によって保護の劣化が加速され、悪循環をもたらすと著者が断じるのは、実にまっとうな論議だ。

高額かつ大著なので、近くの公立図書館に購入のリクエストを出し、関心のあるところを中心に読むのがお勧めだ。」

このほか、度々拙著を書評していただいている小祝慶紀氏が今回も書評してくれた<sup>(4)</sup>。

小祝氏は、私が「序文」でこの最後の著作で「日本の国立公園の歴史全体を論じた」「壮大な研究は、これまでの国立公園研究には見るができない。」との自賛に対し、「著者のこれまでの日本の国立公園に関する研究は、自他ともに認める称賛されるべき価値がある」指摘する。そして本書の内容を詳しく紹介している。

なお大原社研から、機関誌で拙著の書評をしてくれるとの連絡が1年ほど前にあったが、いまだに実現していない。おそらく編集部が評者を見つけかねているように思われる。また1年ほど前『林業経済』誌の編集部から書評したいので拙著の寄贈要請があったが、いまだに書評されていない。

私は、本書の刊行のために精力を使い果たし、すっかりくたびれてしまった。2024年に入って体調は優れず、あちこち障害が出始めている。いよいよ私の研究生活も終わりかと思った。

## 注

- (1) 拙稿「『立山黒部』世界ブランド化」構想とそれに反対する自然保護運動」, 『経済志林』第88巻第1・2号, 2020年10月, 拙稿「山梨県の富士山鉄道構想についての批判的考察」, 『経済志林』第89巻第3号, 2021年3月。
- (2) 拙著『現代日本の国立公園制度の研究—国立公園は自然保護の砦かレジャーランド・リゾート地かを問う—』(2023年12月, 時潮社)。
- (3) 千葉立也「国立公園『高級リゾート化』を問う」(『現代の理論』夏号, 2024年7月)
- (4) 小祝慶紀「村串仁三郎『現代日本の国立公園制度の研究国立公園は自然保護の砦かレジャーランド・リゾート地かを問う』」, 『図書新聞』2024年6月15日号。

#### 第4節 2021年以降の山梨県知事の「富士山登山鉄道構想」についての研究

2025年には、大病を患って研究生生活を終わると決意していたが、意に反して今なお研究を続けている。と言うのは、山梨県の「富士山登山鉄道構想」反対運動に係わってしまったからである。

2023年7月の初旬に富士吉田市の堀内茂市長から法政大学経済学部の事務課から電話番号を聞いて、拙宅に電話がかかってきた。堀内茂市長は、私の「山梨県の富士山鉄道構想についての批判的考察」(2021年3月)という論文<sup>(1)</sup>を読んで共感したので、千葉県流山市の拙宅に伺って意見交換したしたいとのことであった。

拙宅までお出でいただくのは恐れ多いので市ヶ谷の法政大学でお会いして懇談することにした。7月12日の午後4時に堀内茂市長が、2名の市職員を携えて市ヶ谷の法政大学の一室を訪れ、2時間ほど話し合った。市長が、拙稿を読んで、感心した、拙稿を利用させていただきたい、そして富士山登山鉄道反対運動に協力して欲しいという趣旨であった。私は、もちろん協力を約束して、地元の富士山登山鉄道反対運動の様子を聞き、市長が富士山観光の終わる9月以降に反対組織の準備に入りたいと言って富士吉田

市に戻られた。

それ以来、もう研究生活は終わりだと決意していた私は、富士山登山鉄道構想について地元の資料を市長から定期的に送っていただき、十分な資料をえて富士山登山鉄道構想についての批判的考察を続けることになってしまった。2024年3月に「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察(Ⅱ)」を公表した<sup>(2)</sup>。

富士吉田市長との意見交換の後に、私はさっそく自ら富士山登山鉄道反対の組織を立ち上げるべきと考えて、2023年7月16日に、親しい研究者、友人に、「富士山登山鉄道建設反対の研究会設立の呼びかけ」をメールで行なった。しかし芳しい反応はなかった。

秋に入っても地元で富士山登山鉄道反対の組織化は進まなかった。市長の秘書室に問い合わせたところ、なかなか難しい事情もあって反対組織の設立は進んでいないが、できるだけ早くし組織化を進めたいとの市長の意向を受け取った。

2023年10月初旬に『東京新聞』の記者から「富士山登山鉄道構想」について意見を求められる電話取材を受けた。2023年10月13日の『東京新聞』は、「富士山に鉄道構想 実効性は？」と題する2面に及ぶ特集記事を掲載した<sup>(3)</sup>。

その記事は、山梨県の観光公害対策としての富士山登山鉄道構想の前のめりの姿勢を指摘し、地元からの批判論を紹介しつつ、「専門家は登山鉄道に、オーバーツーリズムや環境悪化の抑止効果どれほどあると見ているのか」として次のように報じている。

「法政大の村串仁三郎名誉教授(国立公園論)は『逆に富士山観光の過剰利用、オーバーツーリズムを助長する恐れがある』と指摘する。スバルラインは現状、冬季に積雪で通行できない日があるが、LRTが通年運行され中間駅が整備されればさらなる観光地化がすすむとし、『膨大な投資に見合った利益獲得を目指し、観光客増加を図る意向が強まる』と強調する。『政府は国立公園での自然保護や環境保全の規制を外し、観光地化を進めてい

る。富士山登山鉄道構想もその流れの中で進められている。』と第2次安倍政権以降の政府の観光政策を問題視する。」

地元富士吉田市では、2023年9月から富士山登山鉄道計画に対する反対の動きが大きくなってきた。

2023年9月13日の富士吉田市議会で堀内茂市長は、「富士山登山鉄道構想」について反対意見を詳細に述べた。また9月28日の富士吉田市議会は、「山梨県の『富士山登山鉄道構想』に反対する決議」を採択した<sup>(4)</sup>。

富士吉田市は、同年10月17日からウェブサイトのHP上で、「富士山登山鉄道構想」の是非を問うアンケート調査を開始した。市内県内、全国から反対意見が寄せられていた。

しかし私が期待していた地元で富士山登山鉄道反対の組織が一向に立ち上がってこなかった。そうであればと、2023年11月に、私は、「富士山登山鉄道建設反対の研究会」の設立ではなく、直接「富士山登山鉄道建設に反対する市民の会」の設立を旧知の研究者と友人たちに呼びかけ、20人ほどの賛同者をえ、ささやかながら活動を開始した<sup>(5)</sup>。

そのおもな活動は、山梨県知事、富士山に関連する諸団体に富士山登山鉄道建設を中止する要望書を提出することであった。

その要望書の内容は想像いただけるので紹介を省くが、山梨県内でわれわれの反対組織の設立にはかなりの反響があった。2023年11月28日の『山梨日日新聞』は、私たちの「富士山登山鉄道建設に反対する市民の会」について次のように報じてくれた<sup>(6)</sup>。

「山梨県が推進する富士山登山鉄道構想に反対する研究者団体が27日までに発足した。国立公園が専門の村串仁三郎法政大学名誉教授＝千葉県流山市＝が代表を務める。今後、県や国に対して中止を求める要望書を提出していく。

発足したのは『富士山登山鉄道建設に反対する市民の会』。村串氏が代表となり、環境や公害が専門の県外研究者5人が呼びかけ人として名を連ねている。

会によると、富士山登山鉄道構想は大規模工事や巨額な投資が必要として、『富士山の自然を大幅に破壊し、通年営業によって観光客を雪崩などの危険にさらす恐れが大きい』と指摘。富士山の過剰利用は、入山料の設定や入山者の抑制で可能であり、環境保全のためであれば電気バスを利用すれば可能だとしている。

会は年内にも山梨県に対し計画の中止を、環境省に対して計画を許可しないよう求める要望書を提出する。今後、反対運動などが起きれば会として協力していくという。

村串氏は取材に対し、『国立公園である富士山の自然保護と環境保全を願い、中止を求める活動の足がかりとしたい』と話している。」と。

「富士山登山鉄道建設に反対する市民の会」は、2023年12月10日付で長崎幸太郎山梨県知事に「富士山登山鉄道建設計画中止の要望書」を文書で提出した<sup>(7)</sup>。もちろん私は、山梨県庁を訪れ知事に要望書を直接提出し、記者会見をして世上に訴えたかったが、87歳の老齢であり、残念ながら知事への「要望書」の手渡しも、記者会見も実現しなかった。

われわれは、知事への富士山登山鉄道建設計画中止の「要望書」のほか、山梨、静岡の両県の「富士山世界文化遺産協議会」、環境省、日本自然保護協会などに、建設計画を認めないように「要望書」を提出した。各機関からは何らの反応はなかったが、県知事が、われわれの「要望書」を記者会見で批判してくれた。

『YBS・山梨放送』は、私に電話で取材した後、同年12月12日の午後6時のテレビ・ニュースで、「富士山登山鉄道構想に反対する有志団体が、県や環境省など6つの機関に、計画の中止や構想をみとめないよう求める要望書を提出しました。

要望書は12月10日付で、『鉄道の建設は自然環境を大幅に破壊する』などと指摘。法政大学名誉教授で団体の代表世話人の村串仁三郎さんは『構想は観光重視で環境保全を軽視する計画だと感じる。引き続き反対運動を行ってないでいく』と36秒の短時間だがテレビで放送してくれた<sup>(8)</sup>。

2023年12月16日の『毎日新聞』（山梨地方版）は、私たちの反対組織が知事に構想の中止を求める「要望書」に触れたあと、山梨県知事が12月13日の定例記者会見で、私たちの計画中止要望書に対して「もう少しアップ・ツー・デートされた論議を迫りかけていただきたい。以前いろんな所で指摘された問題を焼き直すのではなく、新しい論議を追求していただきたい」と語ったと報じ、さらに「同会世話人代表の村串仁三郎・法政大学名誉教授（88）は、取材に対して『そもそも計画の骨格が問題で、そう逃げるのは分かっていた』と話した」と報じた<sup>(9)</sup>。

知事は、私たちが古いデータに基づいて「富士山登山鉄道構想」を批判しているかのように、問題の所在をねじ曲げて批判をそらした。

地元メディアは、私たちの反対運動を好意的に報じてくれた。

2023年12月に入って「富士山登山鉄道構想」に反対する大きな動きが起きていた。

2023年12月4日に開かれた「富士山世界文化遺産協議会」の作業部会で、北口本宮富士浅間神社と富士浅間神社の宮司は、県が検討する通年営業に対し、反対意見や慎重な対応を求める意見を表明したと地元紙で報じられた<sup>(10)</sup>。

そして富士吉田市長を中心にして「富士山登山鉄道反対の会」設立の準備が始まり、2024年1月に入って、富士山登山鉄道構想の進め方に大きな変化が生じたからである。

他方、富士山登山鉄道構想を進めていた山梨県知事の側に公表されなかったが、重大な問題が起きていた。

知事は、2023年10月に知事自ら組織した「富士山登山鉄道構想事業化検討会」が、予告していた2024年3月までに「中間報告」を提出できなという大惨事に陥っていた。

ここでは詳しく述べないが、要するに業者に委託していた「富士山登山鉄道構想事業化」案が、構想の具体的な事業化とLRT（次世代路面電車）建設の技術的分野で相当の困難があると指摘されたから、「富士山登山鉄道

構想事業化検討会」は「中間報告」をまとめることができなかったのである。

知事は、その事実を隠蔽し、以後ずっと富士山登山鉄道構想事業化が実行可能であると言い張って、富士山登山鉄道構想の実現に取り組んできた。

他方しかし知事は、LRT（次世代路面電車）が難しそうなので、秘密裏にLRTに代るART（バストラム）の導入を検討していたのである<sup>(11)</sup>。

富士吉田市は、市が行なっていた「富士山登山鉄道構想」に対するアンケート調査の結果を2024年1月11日に公表した。その要点は、1万4182名の回答者のうち、反対が63%、賛成が37%であった（富士吉田市のHPを参照）。別の調査でも「富士山登山鉄道構想」反対が44.9%、賛成が15.1%、わからないが40%であった<sup>(12)</sup>。

「富士山登山鉄道構想」反対の機運が高まっているかの様子であった。

2024年2月17日の『山梨日日新聞』は、2月16日「富士吉田市は…、市民会館で富士山の未来について話し合う意見交換会を開いた。」「15団体が参加し、山小屋、登山ガイド、観光団体、神社のほか、登山口のある静岡県の3市町、山梨県からも担当者が出席した。」「富士山登山鉄道構想」への反対意見が続出したと報じた<sup>(13)</sup>。

また同紙は「構想に反対する富士吉田市が2月意見交換会の参加者が中心となって…富士山登山鉄道構想に反対する市民団体」を組織することを決めたと報じた。この意見交換会は、富士山登山鉄道に反対する準備会のようであった。

こうしてようやく2024年4月26日、「富士山登山鉄道に反対する会」が、地元有志6名の発起人を置き、会の代表を北口本宮富士浅間神社の上文司厚宮司として、顧問に、富士急行社長の堀内光一郎富士五湖観光連盟会長、堀内茂富士吉田市長、富士吉田市議20名の内の17名をすえて設立された。

富士山登山鉄道反対運動は、各団体などの反対表明から、反対組織を作って組織的な運動をすすめる新たな段階に入った。

「富士山鉄道に反対する会」の設立を前後して、山梨県内で三つの富士山

登山鉄道に反対する組織が設立され、反対運動が活発化していくことになる。

そしてついに2024年11月18日に、知事は突然、無責任にも富士山登山鉄道構想の中核であるLRT方式の富士山登山鉄道計画の撤回を宣言し、同時にLRTに代るトラムバスの新交通システム構想を打ち出した。

この問題については、拙稿「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察（Ⅲ）」において詳論してある<sup>(14)</sup>。

県知事は、LRT方式の富士山登山鉄道計画を撤回したが、富士山登山鉄道計画の失敗をいささかも反省することなく、LRTに代るトラムバスの新交通システム構想を打ち出して、富士山を新たに大々的に観光開発する構想を進めようとしている。

そうした事態に鬱憤を晴らすために、老い先短い私は、これまで書き留めた富士山登山鉄道構想とそのための反対運動の三つの論考を大衆向けに書き改めて、富士山登山鉄道構想とは何であったのか、そして市民、県民、国民がなぜ反対するために闘ってきたかの記録と反対運動の総括を残すために、また老い先短い私の冥土の土産に『われわれはなぜ富士山登山鉄道に反対したか』という著書を出版したいと考えた。

しかし今日書籍の出版は、一般に国民の書籍離れに加え、紙や印刷費や、人手不足による人件費が高騰しており、容易ではない。多くの人に読んでもらうため安価な本にするために、私は、大学のゼミでの教え子たち、親しい研究仲間、友人たち、富士山登山鉄道に反対した地元の皆さん方に寄付をお願いすることにした。

こうして『われわれはなぜ富士山登山鉄道に反対したか—長崎幸太郎県知事の富士山登山鉄道構想とその反対運動—』（2025年10月、時潮社、定価2200円）を出版することになった。

本書の目次は以下の通り<sup>(15)</sup>。

## 第1章 山梨県長崎幸太郎知事の富士山登山鉄道構想の提起と問題点

—2019年1月～2021年1月—

第1節 知事による「富士山登山鉄道計画構想」提起の経緯と背景

第2節 山梨県による「富士山登山鉄道構想検討会」の設立と「構想骨子(案)」

第3節 「富士山登山鉄道構想」LRT案に対する批判・反対論

第2章 コロナ禍の「富士山登山鉄道構想」の進展と「構想」反対運動

—2021年2月～2023年12月—

第1節 新「富士山登山鉄道構想(案)」の作成事情と新「構想」の概要

第2節 長崎山梨県知事による「富士山登山鉄道構想(案)」実現の試み

第3節 各関連組織の新「富士山登山鉄道構想(案)」への反応

第4節 「富士山登山鉄道構想(案)」に対する反対運動の展開

第3章 「富士山登山鉄道構想」の困難化とLRT方式撤回までの反対運動

—2024年1月～12月—

第1節 長崎山梨県知事による「富士山登山鉄道構想」の推進の試み

—2024年1月～11月—

第2節 各関連組織の「富士山登山鉄道構想事業化」の推進策への反応

第3節 「富士山登山鉄道構想事業化」に対する反対運動の展開

後書き 本書を終えるにあたって

推薦文

富士吉田市長 堀内茂

北口本宮富士浅間神社宮司 上文司厚

一般社団法人富士五湖観光連盟会長 堀内光一郎

私は、本書の出版で、2024年11月に山梨県知事が<sup>4</sup>LRT方式の富士山登山鉄道計画を撤回して、富士山登山鉄道建設反対が勝利したほぼ5年間の運動の記録を残し、反対運動を総括して、世間に富士山登山鉄道構想が何であったのか、そしてわれわれはなぜ富士山登山鉄道に反対したかを、富士吉田市民、山梨県民、更には富士山を愛する国民の皆さんに、知って欲し

いと願った。

本稿は、私の文字通り最後の論文となる。私は、拙稿をもって研究生生活を完全に閉じることになる。

長い間私の研究を支えてくれた多くの研究仲間、友人、ゼミの教え子たちにこころから御礼を述べたい。拙稿を自由に掲載してくれた法政大学経済学部学会にも心から感謝の気持ちを記しておきたい。

### 注

- (1) 拙稿「山梨県の富士山鉄道構想についての批判的考察」、『経済志林』第88巻第4号，2021年3月。
- (2) 拙稿「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察（Ⅱ）」、『経済志林』第91巻第4号，2024年3月。
- (3) 「富士山に鉄道構想 実効性は？」、『東京新聞』2023年10月31日。
- (4) 拙稿「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察（Ⅲ）」、『経済志林』第92巻第1/2号，2025年10月。
- (5) 同上。
- (6) 「環境、公害研究者ら団体 富士山鉄道中止要望へ」、『山梨日日新聞』2023年11月28日。
- (7) 前掲拙稿「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察（Ⅲ）」。
- (8) 「富士山登山鉄道構想 反対の有志団体が計画中止を求める要望書提出」、『YBS・山梨放送』2023年12月12日の19時35分のデジタル版に掲載。
- (9) 「富士登山鉄道中止を」、『毎日新聞』2023年12月16日（山梨地方版）。
- (10) 「富士山鉄道神社が異議」、『山梨日日新聞』2023年12月5日。
- (11) 詳しくは前掲拙稿「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察（Ⅲ）」参照。
- (12) 同上。
- (13) 「富士吉田市地元団体と意見交換」、『山梨日日新聞』2024年2月17日。
- (14) 前掲拙稿「山梨県の富士山登山鉄道構想についての批判的考察（Ⅲ）」。
- (15) 拙著『われわれはなぜ富士山登山鉄道に反対したか—長崎幸太郎県知事の富士山登山鉄道構想とその反対運動—』（時潮社，定価2200円）。